

徳島県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和八年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

208	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
一宮下中筋		徳島市一宮町東丁二四〇番一 地先から 同 二五二番一 地先まで		五〇・五	令和八年二月十七日